

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月25日
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は、平成28年2月25日開催の当社取締役会において、あかつき証券株式会社（以下、「あかつき証券」といいます。）を当社の株式交換完全子会社とし、効力発生日を平成28年3月18日とする株式交換についての株式交換契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ．当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	あかつき証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
代表者の氏名	代表取締役 工藤 英人
資本金の額	3,065百万円（平成27年12月31日現在）
純資産の額	5,080百万円（平成27年12月31日現在）
総資産の額	15,891百万円（平成27年12月31日現在）
事業の内容	第1種金融商品取引業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
営業収益	3,298百万円	4,990百万円	4,849百万円
営業利益	573百万円	1,548百万円	1,216百万円
経常利益	533百万円	1,583百万円	1,258百万円
当期純利益	504百万円	1,318百万円	869百万円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
（平成27年10月30日現在）

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
あかつきフィナンシャルグループ(株)	99.9
川中 雅浩	0.1

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、あかつき証券の発行済株式数の99.9%を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名があかつき証券の代表取締役を、当社の代表取締役及び取締役1名があかつき証券の取締役をそれぞれ兼務しております。また、当社の監査役2名があかつき証券の監査役を、それぞれ兼任しております。
取引関係	あかつき証券は当社の連結子会社に該当し、配当を受領しております。

ロ．当該株式交換の目的

当社グループにおいては、あかつき証券における金融サービスを中心にしながらも、事業ポートフォリオの多様化を図ってきており、今後は、グループ各社の連携やシナジーの追及によるグループ全体としての企業価値の向上を目指していきたいと考えております。

一方、あかつき証券においては、同社単体での成長戦略の下に、同社役職員へのインセンティブスキームとして、同社のストックオプションを付与してございました。今般、株式交換制度を利用し、同社のストックオプションを、当社のストックオプションに交換することで合意し、同社役職員のインセンティブと、当社グループ全体の目標の方向付けを一致させることにいたしました。

八．当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、あかつき証券を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、当該株式交換は、当社は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、あかつき証券は会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、株式交換契約について両社とも株主総会決議による承認を受けずに、平成28年3月18日を効力発生日として行う予定であります。

株式交換に係る割当ての内容

	当社	あかつき証券
本株式交換による割当比率	1	0.364

(注1) 株式の割当比率

あかつき証券の普通株式1株に対して、当社普通株式0.364株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するあかつき証券の普通株式に対しては、本株式交換による割当は行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式18,200株を割当交付する予定です。

なお、あかつき証券は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するあかつき証券の取締役会の決議により、基準時において所有している自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するあかつき証券の自己株式を含みます。）を、基準時において消却する予定であり、当該自己株式については当社の株式の割当では行われず予定です。

その他の株式交換契約の内容

当社が平成28年2月25日にあかつき証券との間で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

あかつきフィナンシャルグループ株式会社（住所：東京都中央区日本橋小舟町8番1号）（以下「AFG」という。）及びあかつき証券株式会社（住所：東京都中央区日本橋小舟町8番1号）（以下「ASC」という。）は、平成28年2月25日付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

AFG及びAFGIは、本契約の定めに従い、AFGを株式交換完全親会社、ASCを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、AFGIは、本株式交換によりASCの発行済株式（但し、AFGが所有するASCの株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- AFGIは、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるASCの株主名簿に記載又は記録されたASCの株主（但し、AFGを除くものとし、以下「割当対象株主」という。）に対し、ASCの株式に代わり、その所有するASCの株式数の合計に0.364を乗じた数のAFG株式を交付する。
- AFGIは、本株式交換に際して、割当対象株主に対し、その所有するASCの株式1株につき、AFGの株式0.364株の割合をもって割当てる。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、増加するAFGの資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

金0円

(2) 資本準備金

会社計算規則（平成18年法務省令第13号。本契約の締結日までの改正を含む。）第39条に従いAFGが定める額

(3) 利益準備金

金0円

第4条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

- AFGIは、本株式交換に際して、基準時におけるASCの新株予約権原簿に記載又は記録された、別紙1記載の内容のASCの第2回新株予約権（以下「ASC第2回新株予約権」という。）及び別紙2記載の内容のASCの第3回新株予約権（以下「ASC第3回新株予約権」といい、ASC第2回新株予約権と併せて「ASC新株予約権」という。）に係る新株予約権者（但し、AFGを除くものとし、以下「割当対象新株予約権者」という。）に対し、ASC第2回新株予約権に代わ

り、ASC第2回新株予約権の総数と同数の、別紙3記載の内容のAFGの第7回新株予約権（以下「AFG第7回新株予約権」という。）を、ASC第3回新株予約権に代わり、ASC第3回新株予約権の総数と同数の、別紙4記載の内容のAFGの第8回新株予約権（以下「AFG第8回新株予約権」という。）を、それぞれ交付する。

2. AFGは、本株式交換に際して、割当対象新株予約権者に対し、その所有するASC第2回新株予約権1個につき、AFG第7回新株予約権1個の割合をもって、また、その所有するASC第3回新株予約権1個につき、AFG第8回新株予約権1個の割合をもって、それぞれ割当てる。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年3月18日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、AFG及びASCが協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会、取締役会の承認）

1. AFGは、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。本契約の締結日までの改正を含む。）第197条の規定により本株式交換に関してAFGの株主総会の決議による承認が必要となった場合には、第2条に定める効力発生日を変更し、AFGは、変更後の効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。

2. ASCは、会社法第784条第1項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。

3. 前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、AFG及びASCが協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

AFG及びASCは、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務の執行及び運営並びに財産及び権利義務の管理を行うものとし、AFG及びASCは、それぞれの業務、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめAFG及びASCが協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、AFG又はASCの財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又はこれらの事態が生じることが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合はAFG及びASCが協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、AFG又はASCにおいて第6条に定める本契約の承認又は本株式交換に必要な事項に関する決議を受けられなかった場合にはその効力を失うものとする。

第10条（ASCにおける自己株式の消却）

ASCは、AFG及びASCにおいて第6条に定める本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が得られた場合には、ASCが基準時において所有しているASCの株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するASCの株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催するASCの取締役会の決議により基準時をもって消却する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、AFG及びASCが別途協議の上で定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、ASC及びAFGが記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月25日

AFG : 東京都中央区日本橋小舟町8番1号
あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表取締役 島根 秀明

ASC : 東京都中央区日本橋小舟町8番1号
あかつき証券株式会社

代表取締役 工藤 英人

別紙1 「ASC第2回新株予約権の内容」

あかつき証券株式会社 第2回新株予約権発行要項

名称

第2回新株予約権

本新株予約権の割当対象者

当社及び親会社等の取締役及び執行役員

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式2,650,000株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

本新株予約権の数

2,650,000個（本新株予約権1個につき普通株式1株。但し、上記3.に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。）

本新株予約権の割当日

平成25年7月16日

本新株予約権と引き換えに払込む金額

2,650,000個につき金2,438,000円

本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

平成25年7月16日

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。行使価額は1株当たり金82円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}} \end{array}$$

(2) 本新株予約権割当後、下記)乃至)に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{行使価額} & = & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

）当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

）当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権（取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。）又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日）にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

（3）上記以外の場合においても、当社が普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価格の調整を行う。

本新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月17日から平成32年7月16日まで。

本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の行使条件

（1）毎事業年度に1回行われる株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーによる行使価格の評価額が一度でも129円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

（2）本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

（3）本新株予約権の相続による承継は認めない。

（4）その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

本新株予約権の取得事由

（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）本新株予約権者が当社又は親会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

（3）本新株予約権者が権利行使をする前に上記11.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は当社取締役会の承認を要する。

組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換（以下「組織再編行為」と総称する。）を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

（1）目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に基づき株式数を算定し、1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記8. に準ずるものとし、次の算式により当初行使価額を決定する。

$$\text{当初行使価額} = \text{組織再編行為前行使価額} \times \frac{1}{\text{組織再編対価の比率}}$$

(4) 本新株予約権の行使期間

上記9. に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同9. に定める期間の満了日までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

上記11. に準じて決定する

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 本新株予約権の取得条項

上記12. に準じて決定する。

(8) 本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分については組織再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の行使により発生する端数株式の取扱

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

別紙2 「ASC第3回新株予約権の内容」

あかつき証券株式会社 第3回新株予約権発行要項

名称

第3回新株予約権

本新株予約権の割当対象者

平成25年7月17日以降本新株予約権割当日までに新たに就任した当社の取締役及び執行役員

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式100,000株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

本新株予約権の数

100,000個（本新株予約権 1 個につき普通株式1株。但し、上記3. に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。）

本新株予約権の割当日

平成27年 7 月16日

本新株予約権と引き換えに払込む金額

本新株予約権 1 個当たり金 1 円（総額100,000円）

本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

平成27年 7 月16日

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。行使価額は 1 株当たり金103円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}} \end{array}$$

(2) 本新株予約権割当後、下記)乃至)に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額} \\ \text{行使価額} & = & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

) 当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

) 当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権（取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。）又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日）にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

(3) 上記以外の場合においても、当社が普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価格の調整を行う。

本新株予約権を行使することができる期間

平成29年 7 月17日から平成32年 7 月16日まで。

本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の行使条件

(1) 毎事業年度に1回行われる株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーによる行使価格の評価額が一度でも102円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

(2) 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 本新株予約権の相続による承継は認めない。

(4) その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

本新株予約権の取得事由

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が当社又は親会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 本新株予約権者が権利行使をする前に上記11.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は当社取締役会の承認を要する。

組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換(以下「組織再編行為」と総称する。)を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

(1) 目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に基づき株式数を算定し、1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記8.に準ずるものとし、次の算式により当初行使価額を決定する。

$$\text{当初行使価額} = \text{組織再編行為前行使価額} \times \frac{1}{\text{組織再編対価の比率}}$$

(4) 本新株予約権の行使期間

上記9.に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同9.に定める期間の満了日までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

上記11.に準じて決定する

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記10. に準じて決定する。

(7) 本新株予約権の取得条項
上記12. に準じて決定する。

(8) 本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分については組織再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の行使により発生する端数株式の取扱

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

別紙3 「AFG第7回新株予約権の内容」

あかつきフィナンシャルグループ株式会社 第7回新株予約権発行要項

名称

第7回新株予約権

本新株予約権の割当対象者

あかつき証券㈱が発行する第2回新株予約権の新株予約権者

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式946,400株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式0.364株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

本新株予約権の数

2,600,000個(本新株予約権1個につき普通株式0.364株。但し、上記3. に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。)

本新株予約権の割当日

平成28年3月18日

本新株予約権と引き換えに払込む金額

該当なし

本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

該当なし

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。行使価額は1株当たり金226円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}} \end{array}$$

(2) 本新株予約権割当後、下記()乃至()に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{行使価額} & = & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

() 当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合(但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。)。

なお、この場合は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。)をもって行使価額の調整を行う。

() 当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権(取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。)又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日)にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号()に定める配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「配当による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} - 1 \text{株当たりの配当}$$

「1株当たりの配当」とは、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当の額をいう。1株当たりの配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

() 「配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式の株主に対する剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)をいう。

() 配当による行使価額の調整は、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降にこれを適用する。

() 配当による行使価額調整式により算出された調整後行使価額が0又は負の数値となった場合、調整後行使価額は1円とする。

(4) 上記以外の場合においても、当社が普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価額の調整を行う。

本新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月18日から平成32年7月16日まで。

本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の行使条件

(1) 東京証券取引所における当社普通株式の株価が一度でも225円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

(2) 本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(3) 本新株予約権の相続による承継は認めない。

(4) その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

本新株予約権の取得事由

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が当社又は親会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 本新株予約権者が権利行使をする前に上記11.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は当社取締役会の承認を要する。

組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換（以下「組織再編行為」と総称する。）を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

(1) 目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に基づき株式数を算定し、1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記8.に準ずるものとし、次の算式により当初行使価額を決定する。

$$\text{当初行使価額} = \text{組織再編行為前行使価額} \times \frac{1}{\text{組織再編対価の比率}}$$

(4) 本新株予約権の行使期間

上記9.に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同9.に定める期間の満了日までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

上記11.に準じて決定する

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記10.に準じて決定する。

(7) 本新株予約権の取得条項

上記12.に準じて決定する。

(8) 本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分については組織再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の行使により発生する端数株式の取扱

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

別紙4 「AFG第8回新株予約権の内容」

あかつきフィナンシャルグループ株式会社 第8回新株予約権発行要項

名称

第8回新株予約権

本新株予約権の割当対象者

あかつき証券㈱が発行する第3回新株予約権の新株予約権者

本新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式36,400株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式0.364株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

本新株予約権の数

100,000個(本新株予約権1個につき普通株式0.364株。但し、上記3.に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。)

本新株予約権の割当日

平成28年3月18日

本新株予約権と引き換えに払込む金額

該当なし

本新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

該当なし

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。行使価額は1株当たり金284円とする。

なお、本新株予約権の割当後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権割当後、下記()乃至()に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

）当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

）当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権（取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。）又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日）にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

（3）当社は、本新株予約権の発行後、本号）に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 - 1株当たりの配当

「1株当たりの配当」とは、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当の額をいう。1株当たりの配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

）「配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式の株主に対する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）をいう。

）配当による行使価額の調整は、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降にこれを適用する。

）配当による行使価額調整式により算出された調整後行使価額が0又は負の数値となった場合、調整後行使価額は1円とする。

（4）上記以外の場合においても、当社が普通株式の無償割当を行う場合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換を行う場合、その他行使価額を調整することが相当と認められる事由が生じた場合は、合理的な範囲内において行使価額の調整を行う。

本新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月16日から平成32年7月16日まで。

本新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（1）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から増加資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の行使条件

（1）東京証券取引所における当社普通株式の株価が一度でも283円以下となった場合には、本新株予約権は消滅するものとする。

（2）本新株予約権の全部又は一部を行使することはできるが、各本新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

（3）本新株予約権の相続による承継は認めない。

（4）その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約書に定めるものとする。

本新株予約権の取得事由

（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が当社又は親会社の取締役又は執行役員を解任された場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 本新株予約権者が権利行使をする前に上記11.に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分は当社取締役会の承認を要する。

組織再編時の取扱に関する事項

当社は、当社を消滅会社とする合併、新設分割、吸収分割、当社が完全子会社となる株式移転又は株式交換（以下「組織再編行為」と総称する。）を行うときは、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、以下の条件をもって会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。但し、吸収合併契約、新設分割計画、吸収分割契約、株式移転計画又は株式交換契約においてこの旨を定めた場合に限る。

(1) 目的となる株式の種類及び数

組織再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に基づき株式数を算定し、1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数の組織再編対象会社の新株予約権を交付する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記8.に準ずるものとし、次の算式により当初行使価額を決定する。

$$\text{当初行使価額} = \text{組織再編行為前行使価額} \times \frac{1}{\text{組織再編対価の比率}}$$

(4) 本新株予約権の行使期間

上記9.に定める期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のいずれか遅い日から、同9.に定める期間の満了日までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

上記11.に準じて決定する

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記10.に準じて決定する。

(7) 本新株予約権の取得条項

上記12.に準じて決定する。

(8) 本新株予約権の譲渡、質入れその他の一切の処分については組織再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行の定め

当社は新株予約権証券を発行しない。

本新株予約権の行使により発生する端数株式の取扱

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

二．株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社及びあかつき証券から独立した第三者算定機関である株式会社ヴァーリックインベストメントアドバイザー（以下「ヴァーリック社」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼することといたしました。

ヴァーリック社は、当社については、市場株価法（平成28年2月24日を算定基準日として、東京証券取引所市場第2部の当社普通株式の算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1カ月間、3ヵ月間の終値の平均値を算定の基礎としております。）による算定、あかつき証券については、類似会社比較法、修正簿価純資産法、ディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。

当社の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による株式交換比率の評価レンジは以下のとおりとなります。

なお、株式交換比率の算定の前提といたしまして、当社及びあかつき証券が大幅な増減益になることや、資産負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどは見込んでおりません。

算定方法	株式交換比率の評価レンジ
修正簿価純資産法	0.364
DCF法	0.593

ヴァーリック社は株式交換比率の分析に際して、当社及びあかつき証券から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用しており、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社とその関係会社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、第三者算定機関であるヴァーリック社による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

当社はヴァーリック社による株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれの両社及びその関係会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記2（八）記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

算定機関との関係

第三者算定機関であるヴァーリック社は、当社及びあかつき証券の関連当事者には該当せず、重要な利害関係もございません。

公正性を担保するための措置

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、本株式交換の実施に当たり、当社は、当社及びあかつき証券から独立した第三者算定機関であるヴァーリック社に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、あかつき証券との間で協議・交渉を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、本日開催の取締役会において決議いたしました。

また、本株式交換のリーガルアドバイザーとして、当社は三井法律事務所を選任し、法的な観点から諸手続き及び対応等について助言を受けております。

なお、当社及びあかつき証券は、第三者算定機関から公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

利益相反を回避するための措置

当社の取締役のうち、今般の株式交換により当社の株式又は新株予約権の付与を受けることが予定されている島根秀明、工藤英人、川中雅浩、ドミニク・ヘンダーソン、小林祐介は、当社における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、当社において開催される本株式交換承認に関する取締役会の決議には参加しておりません。

また、当社取締役会に出席した監査役4名のうち利害関係のない監査役3名全員（うち社外監査役2名）からは、当社取締役会から本株式交換の内容の説明、算定機関の算定結果及び本取締役会の議論を踏まえ検討した結果、本株式交換承認決議について異議は述べられておりません。

ホ．当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
代表者の氏名	代表取締役 島根 秀明
資本金の額	3,493百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	持株会社

以 上